

森林整備公社の分収林事業について

武田委員

1. 県内の森林

① 民有林	人工林	299千 ha	
	天然林等	172千 ha	
	計	472千 ha	
② 国有林	人工林	93千 ha	
	天然林等	33千 ha	
	計	126千 ha	
合計		598千 ha	
公社の造林面積		15千 ha	(対民有林人工林5%)

2. 分収林契約の概要

土地を借りて造林し、利益を土地所有者と分け合う方法により造成される森林

丸太市場価格 - (造林原価 + 伐出費) = 山元価格

山元価格 × 60% = 公社取分

山元価格 × 40% = 土地所有者取分

① 市場価格 変動が大きく現在檜は1 m³当たり2.2万円前後
(昭和55年8.4万円前後)

② 伐出費

- ・ 伐採や搬出市場手数料等の生産諸経費
- ・ 人件費の比重が大きい
- ・ 伐採地の条件により大きく変動する。
- ・ 目途として 杉 1 m³当たり1万円前後
檜松 1 m³当たり1.5万円前後

ただし、技術開発による改善の余地は大きい

③ 造林原価 一般的には植林育林等の費用
公社の造林原価には公社の一般管理費及び金利が算入される。
(過去における試算例)

直接原価	146億円
一般管理費	74億円
金利	<u>187億円</u>
合計	<u>408億円</u>

④ 売却結果

山元価格 > 0 山元価格 × 60% > 造林原価

山元価格 > 0 山元価格 × 60% < 造林原価

山元価格 < 0

3. 収支見込みを金額で表現することの難しさ

収入金額の推計に当たり多くの条件を設定する必要がある。

(1) 現在の材積と市況による評価

契約伐期があり非現実的

(2) 契約伐期の材積と市況による評価

- ① 市場価格
- ② 伐出費
- ② 金利

- ・ 市場価格の変動は、伐採面積、収入金額等に影響を与えるため推計は非常に困難
- ・ 伐出費1千円の変動は公社収支には44億円の影響を与える。
- ・ 県内人工林の伐期は一定に期間に集中しているため需給バランスの影響も考慮する必要がある

4. 問題の所在

1. 超長期プロジェクト

一般に森林経営は、1本の木のレベルで見ると計画から植林を経て伐採し再植林するという一つのサイクルに数十年を要する超長期のプロジェクトである。また、その投資額がサイクルの初期に集中し、途中の環境の変化に対し硬直的な対応しかできにくい事業である。

この超長期プロジェクトの有するリスクは、適度に分布した林齢の山林資源の保有により緩和されると考えられる。

2. 公社による造林の特徴

元来、林業は「まず伐採ありき」からスタートしたと思われる。すなわち、裸山に木を植えるところから始まるのではなく、生えている木を切って処分するところから始まった。従って当初に木という元手がある状態から事業が始まっている。

ところが、公社の事業は、裸山に木を植えるところから始まっている。莫大な資金を必要とする山林事業を元手無し、全て借金という状態からスタートした公社は、例えば50年4%複利で7.1倍という金利の負担を強いられている。

また、一時の造林圧力により、非常に偏った林齢構成となっている。

3. 木材価額の著しい下落と回復のみ通しの暗さ

木材価額は近年外材の影響もあり、生産者側から見れば暴落といってもいい状態にある。さらにこの木材価額の水準は、林業専門家によっても回復の見込みはほとんど無いと位置付けられている。

4. このような状況の下で、平成13年度末において約248億円に達する借入金の償還は、今後非常に困難な状況に陥ると予想され、森林整備公社の経営の根本的見直しが要請されている。

問題点の整理

1. なぜ公社の経営改善事業なのか
木材価額が低迷しなければ、問題は何もなかったのか。

価格の低迷に対する対処および過去の経営上の問題点の明確化と今後の対応と、森林機能に対する社会的要請の変化への対応は明確に区分して考える必要がある。

前者は公社の責任で清算すべきである。

後者は、行政全体として社会的コストの負担をすべきである。

2. 公社設立当時の森林に対する社会的要請および誘惑

未利用広葉樹林の無計画な伐採による治山治水上の要請

手法として、針葉樹の人工造林が最適であったかどうかは不明。

造林事業に要する膨大な資金の調達手段として。

当時は、放置されていた広葉樹林が投機的に取り引きされていた。

針葉樹に対する需要。

等から

「造林資金の円滑な調達と有利確実な造林方式によってこれら未開発地域における人工造林の促進と国土保全を図り、もって農山村経済の振興に寄与せんとするものである。」(公社設立趣意書)

3. 公社設立当初の構想の問題点
人工造林の拡大と利益の分配＝公益性と収益性の混在

「造林事業は公益上必要不可欠な事業であり、その範囲内で行政がこれを行う。」という判断を経ずに、「有利確実」という表現に伺われるように高収益が確実に約束されている事業として位置付けて着手したと推定される。

この判断が現在の公社の経営にも強く影を落としている。